

# 半済下の庄民生活

——若狭国遠敷郡太良庄——

井ヶ田良治

【要約】 庄園制度を解体に導いたものは、一般的には小農民経営の自立化の傾向と名の分解の結果成長してくる地侍層を基礎とした封建領主制の形成であるが、その過渡的段階である室町時代の守護領國制については、その評価も種々対立している。本稿は、このような守護領國制の解明に一素材を提供するため、若狭国東寺領太良庄を例とし、守護の庄園侵略の第一歩たる半済、反銭、守護夫の賦課が、どのようになされたかを吟味し、更に、この地の在地領主制が、在地の内部からではなく、守護被官人の定着によつて生れた事を明らかにする。特に南北朝以来、惣庄なる形で、在地に成長しやがて江戸時代の封建制の基礎単位となる村共同体が、この中でどのような役割を演じてきたかに留意しながら、庄園領主、守護被官人、百姓の三者の関係を叙述しようとする。

## はしがき

庄園制の解体と、庄園制に立脚する荘園領主、社寺、公卿勢力の失墜については、多くの研究があるが、その具体的な様相については、未だ十分の研究があるとは思えない。例えば、守護大名の庄園侵略の最大の武器であつた半済についても制度的成立に関する島田次郎氏の研究があるのみ

で、在地におけるその実態については、判然しない。室町時代の庄園の研究も、高野山領を除くと永原慶二氏・上島氏の久世庄の研究、杉山博氏の久我庄の研究や、高尾氏の新見庄の研究、その他蒲の御厨、大井庄、大山庄の研究等があるが、高野山領の場合には、寺領がもつとも安泰に維持された所であり、久世庄も又、東寺の支配のもつとも強固に残つた山城洛外の庄園であり、典型的な守護大名の侵略

を考へる場合にはやや不適当である。それ故、いわば、中間地帯に當る新見庄、大山庄等の研究が、地理的条件から守護大名の侵略の在地における具体相の究明にもつ意義は大きいものである。ここでは、そのような中間地帯乃至畿内周辺地域の庄園の一つとして若狭國太良庄の室町時代の動向を見る事によつて、一つの資料を提供したい。問題の視角はいうまでもなく、守護大名の支配の進出の具体様とその下における庄民の動向である。更に守護被官人、在地領主の問題、在地の階級關係を明らかにしたかつたが、資料の点から十分にこれをなしえなかつた。

一 半 済

A 若狭の守護大名の侵攻は南北朝期の激しい守護の交代が一応安定した一色氏の入部から明確になる。応安四年から永享十年に至る一色氏の支配と、これに替つた武田氏の守護時代が戦国時代までつづく。

一色が守護になるのは貞治五年であるが、實際に入部し、在地の国人層を屈服したのは応安四年であつて、この時に若狭に於ける南北朝内乱は終結し、守護の支配が確立したと見られる。文和四年にはじまる当庄の半済は再三の半済

停止令にもかかわらず回復されず、以後の在地は守護の侵攻の為に苦渋をなめなければならなかつた。

康暦元年にも半済停止の御教書が出てゐるが、永徳三年の京上夫も本所方から一人出しており、本所方と半済方と分れていたものと思われる。応永十四年の官庁造管段錢記符は太良庄田数廿五丁八反四十代一反別三を課してゐるが、これは応永廿一年の東寺知行分十二町九反二十歩の丁度二倍となつており、この応永十四年の数字が、半済される以前の田数と思われる。しかし、応永十四年のそれが、半済以前の数字を示してはいても、応永十四年の当庄が、半済されていなかつたのではなく、同年同月の東寺雜掌頼勝の申状には、「爰近年為守護御方於惣庄者及半済之御沙汰於預所職者預一円之勘落」とあり、相残る下地に過分の夫役以下を懸ける事を歎いてゐるから、此時も半済されたままであつた事はたしかである。

応永十九年には「当庄一円の沙汰」があつたが、翌二十年の御教書は、「未道行云々」と記してゐるし、前述翌廿一年の反錢配符は、半済された残りのみを記してゐるから、一円返付は成功しなかつたものといえる。応永三十三

年の足利義教の御教書も、一円返付を執達しているが、さしたる実効はなかつたものと思われる。反銭賦課の際の田数はその後、康正二・三年、寛正二・五年共、十二町九反二十歩であるから、以後半済分が返付される事は全くなかつたようである。幕府自体の守護大名に対する統制力の弱化したこの段階で、一片の御教書が、現地で効力を有すると考えるのは、考える方が無理である。仮に守護が御教書をうけとり、被官人に遵行したとしても、今度は、被官人在地領主自体がそれを実行する筈はなかつた。むしろ室町幕府乃至守護は、東寺から一献料をとり、形式的に御教書を出すのみで事を済ましたものと思われる。それ故、在地で守護大名及その被官人の責苦を体験している庄民たちは、当庄一円之御沙汰御座由蒙仰い、一献分之御事、地家(下カ)申付いへん事者、治定の御時ならてハ御百姓等ニ申付事ゆめくあるましく候。……守護のしゆん(遵)行の事おいかやう(如何様)にも御れうけん(了簡)いてめしゆへくい。

と庄官をしていわしむる程に慎重であつた。

むしろ半済返付の期待とは反対に、残る本所分さえも奪いさられる危険の方が強かつた。

文安元年には、前年に一円安堵の御教書が出されていたにも拘らず、守護請の危機にたちいたり、辛うじて直務の御教書を得ているし、享徳元年には、検断に名を寄せて惣庄の所務職が守護被官人山県下野守に奪われ、「当年所務事雖も為一粒不可納、寺家急速守護方可致其沙汰之由、相触地下被譴責」という状態になつている。この時も年貢雜具以下が返付され、事なきをえた。

更に長祿三年には、山県三郎右衛門が、改替された寺家代官中尾弥五郎の後楯となつて「被押置在所」という状態になつた。いづれにせよ完全に庄園が守護請となり、領主が単なる得分領主になつてしまふ事は戦国時代までなかつたけれども、寺家の再々の半済分返付の努力が、全くその実効をとまなわなかつた事は、以上の事実によつて明らかであらう。

このような半済は庄民の生活にどのように作用したであらうか。

**B** 正長二年六月の領家於・地頭方の田数名寄帳をみよう。領家方は半分ずつにされた七つの名と保一色の田地及び各名に付属した畠とからなつている。この保一色は

になつていたからと思われる。事実後の史料に「半済方の名を拘う」という文言があり、半済方の名の売券の存することから半済方にも名の存在した事はたしかである。次に

		田	畠
領家分	分名	分分分分分分分分分分	町反 2,090
		分分分分分分分分分分	町反 2,000
		分分分分分分分分分分	町反 4,000
		分分分分分分分分分分	町反 2,000
		分分分分分分分分分分	町反 7,000
		分分分分分分分分分分	町反 5,000
		分分分分分分分分分分	町反 1,180
		分分分分分分分分分分	町反 1,180
		分分分分分分分分分分	町反 1,180
		分分分分分分分分分分	町反 1,180
地頭分	分名	新開	0.0180
		保一色半分	2.4000
		馬上免	02.000
			05.200
			03.040
		二石代	07.000
		散田分	1.8.275
		新開	03.165
		帳ハツレ	反別なし
		畠成	0.240
畠新開	5.215		
計		13.1.053	5.7.245
田畠の計			町反歩 18.8.293

保一色方田数四町捌反内半済方町四反  
残田地式町四反 本所御方  
と正確に半済されており、各名も、  
定園名半分定田数壹町小十歩

というように半分になつてゐるのは、残りの半分が半済方

地頭方は馬上免、二石代、散田分、新開、帳ハズレに分れ、これにそれぞれ馬上免畠、散田方畠、畠新開があり、この他に尻高という特殊な恐らく山と思われる栗代炭木藁代を出すものがある。表示すれば次のとおりである。即ち、畑合せて十八町八反二九八歩の面積が本所方の支配に属していた。恐らくは同面積が半済方に属したものであろう。半済方の実情がわからない以上、著しく不正確ではあるが、年貢収納責任者を土地所持面積別にみると次表の如くである。これから直ちに判断は出来ないが、二反以下の名請人の庄倒的存在は半済方を入れても動しがたい傾向と考えられる。小農民の一般的形成を云々する事は出来ないが、農業経営として可成り小規模なものが一般的に存在してゐるであらう事は予想に難くない。

1	3	7	8	53
町反	町反	町反	町反	町反
上2	1	1	6	下
以	~	~	~	以
町反	反	反	反	反
2	1	6	2	2
計				72

この半済とは単に貢租を折半したのみであらうか。少くとも、この庄では名の田畠が各名毎に半分されていることから、下地の分割が行われたとみてよい。勿論散在してゐる名田畠が分割されたのであるから、一筆毎に分割された

わけではないとしても、分割後の本所分、半済分とも一円的な一括した領地となる筈はない。本所百姓とか、半済方百姓という名称がつかわれているから、百姓自身もいづれかに所属する事となつてゐる。又可成りの一円性をもつていたようである。名別の賦課としては、修理替銭反別廿三文の分銭二貫八十七文の中から名別卅二文宛七名分二百廿四文を預所方へ出しているのがみられる。この事は名が次第に減少し、その多くが分解される傾向にあつたにもかかわらず、名が貢租負担単位として実質的な意義をもちつづけた事を意味する。正長二年に公文であつた下野坊権律師朝賢は、観心名四分一を含む三名を有していたといふ。<sup>⑩</sup>宝徳四年末武名半名は彦大夫に宛行されている(但しこれは半済方か本所方が明らかでない)。康正二年には真村名四分一が鈴女に安堵されている。<sup>⑪</sup>このように名は、売買にせよ、相続にせよ、その際庄家によつて補任されるわけである。名を成していない土地については代官の変更によつては「任運」被預御下地共、無理ニ取放、別人ニ御宛ゆ。一年二年之間ニたにも如此条ニ御違ゆ。後々ニ成ゆハ、普代(譜代)の御下地などにはなれ申候ハん事難儀ハ間堅御佐

言申上ゆ<sup>⑫</sup>と百姓を歎かしめ、或いは又長禄三年の惣御百姓等申状に「少免事先年道祐と申者所持仕ゆ。岡彈正殿御代官之時、彼道祐罪科子細ゆ而、闕所ニて公文方へ御預ゆ<sup>⑬</sup>とあるように、在科があれば闕所とされる恐れもあつた。このように財産権としては左程強固でない事は名においても大差なく、領主乃至代官の恣意によつて変更される不安定なものであつたと思われる。しかもその際領主は請料をとる。代官の私の宛行が行われる裏には、このような私的な役得の存在を予想しうるのである。先の正長元年の名寄では助国名の伝統的な請料一貫伍百文、馬上免の請料七百六十四文、散田分の請料反別二百文宛が記されている。又康正二年と思われる寺家の使榮俊の報告書に、「尻高名名主かわりの間補任事」として、「太良左衛門貞信此名ハ四分一名にて任料事ハ上洛之時運送可申ゆ」とある。このように、名が年貢取納単位としての名である限り、その私的財産権的性格は著しく制限されている。しかも後になればなる程、名がその一部売却によつて分解し、実質的な財産単位としての意味を失つてゆく。例えば大永四年半済方助国名四分一の内的一段が売却された如くである。<sup>⑭</sup>

恐らく半済方の下地の方がより多く名編成を分解せしめられたであらう。しかし、本所方にあつても名編成が分解の傾向をもつていた事は、天文廿年の本所方指出に、名が三名半に減少している事にしめされている。このように、半済方といつても本所方といつても、其間に左程体制上の差異はみられないようである。江州御陣の野伏人夫三十人を守護方より課された際「名主御百姓并地頭方御百姓昨日今日地下ニ在付ゆやうなるまうとまで如此しんろう仕ゆ<sup>②</sup>」といわれた名主、御百姓、地頭方御百姓、「まうと」という區別は、正長名寄にもみられるような領家方の名主及び名を編成してない下地の百姓、地頭方百姓、及びまうとを指している。このように鎌倉時代の地頭の中分が名を分解させたのに対し半済は名を分解しはしなかつた。この事は、半済が庄園領主権をうけつぎ、それを質的に変更しなかつた事、それだけ、守護大名と室町時代の庄園領主とが鎌倉時代の地頭と庄園領主のような鋭い階級対立を内包していなかつた事を意味している。半済はこのように庄園の基本的体制即ち名体制を本質的に廃棄はしなかつた。この事は、半済方——守護大名——守護被官人が最初から領主と

して在地にのぞんだ結果であつて、その限りで庄園領主と同様在地の生産構造から遊離した寄生的存在であつた結果である。なおこの名主・百姓・まうとという庄園領主的身分が庄内の村共同体の中でどのような意義をもつたかは重要な問題であるが詳らかにする事は出来ない。

C 前述のように本所半済に下地が分割され百姓は本所方・半済方のどちらかに帰属せしめられたけれども、半済方の体制が本所方とさしたる差をもたないとすれば現地の百姓の日常的な共同生活は、領主の分割によつて質的にちがつた二つの部分に二分された事にはならない。むしろ現地百姓が領主の分割にもかかわらず、一体の共同生活を営んでいた事は次の例でよく知られる。

その一つは、康正二年末武名を拾貫文に売却した藤太夫という人物が有していた山王禰宜職の問題である。文意に理解しにくい点もあるが、事のおこりは、百姓たちに対し見尊という人物が、十貫文の金子の返却を迫つた事にあつた。この十貫文というのは元来藤太夫が永徳庵に山王禰宜職を売却した際の代金であるが、永徳庵は折角買得しな、ながらも山林を切取るばかりで山王の宮の修理をしないので、

遂に宮の仮屋もつぶれ、地下の出仕も止つてしまつた。しかし、この宮は「一方ならぬ御宮」であるので、地下百姓たちは、本所・半済の御代官様に相談した処、それ程無沙汰なのであれば、永徳庵は山王禰宜職を取返し、地下として造営したらよいという返事なので、その御成敗にまかせて地下として造営し、棟上げに五貫文の費用がかかつた。

しかし、地下としては、永久に永徳庵を禰宜職から取放すのも不便だからというので、棟上にかかつた五貫文のうち三貫文を支払つたなら禰宜職を返してやろうといつた。だが永徳庵は「ともかくも地下の計たるべき由」を申すので、かの藤太夫の売券をとりかえし、現在の禰宜(名はわからな<sup>い</sup>)に「為惣庄」五貫文で売り渡した。まもなく、永徳庵の先住は死亡しその弟見尊は永徳庵をすて他所へ行つてしまつたが、その他所へ行つた見尊が十貫文を返せといつてきたので、百姓たちが目安を捧げたというわけである。問題なのは、百姓たちが本所と半済双方の代官に相談している事と、売券を取返して別人に宛てた事も「為地下私仕たる事」ではなくどこまでも「以公方様御意」やつた事だと主張している点である。このことは二つの矛盾した面をも

つている。即ち、惣庄地下は、永徳庵から売券をとりもどし、宮を再建し、別人に禰宜職を宛行する等自主的な惣庄としての活動を一方で行いながら、他方では、その行為の合理づけを半済・本所双方の代官の裁定に求めている。勿論、実際の行為は、惣庄共同体の自主的活動であり、公方様の御意をもつてやつたというのは弁明にすぎなかつた。

重要な事は、このような弁明をしなければならぬ程、常に領主、とりわけ半済方の領主の圧力の下にありながら、惣庄として売券をとりあげ別人に宛行するような強権を發動し、宮の造営を行うといつた一体的な行為を営んでいる事である。ここに南北朝以来代官を忌避し年貢減免を実現してきた惣庄共同体が、半済による百姓の分割にも拘らず、根強く活動している実体をみる事が出来る。

もう一つの例は寛正七年と思われる左近大夫と弥太郎の相論である。相論の概要は次のとおりである。西山の左近大夫は文安六年二月(十月に宝徳と改元)太良の泉太夫(太良庄には江戸時代から現在にかけ太良、谷、鳴滝、定國の四谷四在所がある。西山が何にあたるか不明)の所で新足式貫文を借り、八歳になる童を質に入れた。その後泉太夫は左近大夫の拘

えている半済方宗松名三分一をくれたら人質の文書をかすと約束したので、左近大夫が売券を記して渡した。ところが泉太夫は前の人質の文書が見当らないといつてその文書を返さず、宗松名三分一だけは半済方から宛行状をうけとつておいた。泉太夫の死後その子弥太郎はその人質の文書をもつて半済方へ訴え出た。そこで相論になつたわけである。最後に両者湯起請の結果、弥太郎に失があり、謀書の罪に問われ、内縁をもつて詫をしてやつと安堵されるが、湯起請最中に巨細を報じた百姓の東寺太良庄政所宛書状は次のようにいつている。

左近大夫もとハ半済方居住者にてい。今者家をも不持い。弟之小左近大夫の所を頼所<sup>(トモ)</sup>い。是者御本所居住にてい。半済方の名を拘い。弥太郎へもとハ御本所居住にていへ共、炎上りて今者半済方之家を買いて居い。乍<sup>ハ</sup>去御本所之御名を拘申い。若左近大夫失(湯起請の失)いハハ、其身の事者申ニおよひいハす、弟之小大夫(小左近大夫)の所を悉御とりあるへき由被仰い。左近大夫いハすハ、弥太郎謀書を仕い間、悉めざるへき由被仰い。何と一方ハそんしいへくい。両方ともニ御本所之御百姓にてい間注進仕い見られるように在地の關係は半済も本所もない。百姓の移

転は自由であり、兄は半済方、弟は本所方に居住という状態にあつたり、本所方の百姓が半済方の名を拘え、半済方の百姓が本所方の名を拘えたりしている。本所方・半済方といいながら、それは只領主の年貢徴収及び檢断権のような限定された領主権のみに関する事であつて、実際に現地百姓の生活は、前にのべた村単位の生活共同体を場として行われたのである。

- |                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| ① 東寺百合文書(以下文書と称す) 16~31一二六          | ③ 文書ハ3九六    |
| ② 文書多29~37三四                        | ④ 東寺古文零聚    |
| ④ 文書ツ4一五二                           | ⑤ 文書ハ1一四    |
| ⑥ 文書ノ1~8三七                          | ⑦ 文書ノ1~8四三  |
| ⑧ 文書ノ18~33一一四、ハ2七三、フ44~66一九五、ノ1~8三五 |             |
| ⑨ 文書ツ4一五二                           | ⑪ 文書フ1~16四五 |
| ⑩ 文書セ29~64三〇                        | ⑬ 文書ハ2六二    |
| ⑪ 文書あ24三                            |             |
| ⑫ 文書あ16~31三八、文書ハ4一三二                |             |
| ⑬ 文書ア63~70二八三、文書と一四四                |             |
| ⑭ 文書ハ5一七一                           | ⑮ 高島居文書七    |
| ⑯ 文書ツ6二一七                           | ⑰ 文書ハ1三九    |
| ⑰ 文書ハ1四〇                            | ⑱ 文書ハ2四五    |



②③ 高島居文書一九

②④ 文書フ1〜61四三

②⑤ 文書ハ5二〇七、ニ8三五一、高島居文書一〇

②⑥ 文書ハ5一七五、ハ4一四六、ハ1三三七、ハ1四一、ハ2四九

## 二 守護大名の課役

A 庄園に対する守護大名の支配は室町中期に一つの転容

をとげている。この変化は庄官を守護被官人とする動きが一応一段落すると共に見られるようである。即ち、当庄に於て南北朝期の当庄公文・代官は、或いは細川清氏の手に属し、或いは守護被官人となつた<sup>①</sup>。国人層の反抗を粉砕して乗りこんできた守護一色氏の支配は当国八幡宮并上下宮流鏑役を地頭御家人役として課する事からはじまつた。永和三年のそれは守護被官人海部左衛門方へ十一貫二百五十文の料足を渡して事済みになつてゐるが、永徳二年にも恒枝保と地頭方双方へ勤仕が命じられており、至徳二年にも同様である<sup>②</sup>。このように地頭御家人役を守護が催す所に当時の守護大名の鎌倉以来の伝統的権限を復活すると同時に在地庄官を守護の支配下に組織化してゆこうという努力がみられる。応永八年には沙汰人以下に京都の普請役を宛て、<sup>③</sup> 応永廿八年には公文弁祐代官朝賢とに徳銭五十貫文を課し

ている<sup>④</sup>。この時は十貫文を出しただけですんだが、「寺家之御年貢にてゆとも又御初物にてゆとも先札銭にて出ゆハてハかなうましき由せめ付ゆ」という守護方の譴責は、庄官を通じて領家にとつてかわつて庄園を支配しようという動きをしめしている。

勿論守護の庄園侵略は沙汰人庄官を通じてのみ行われたわけではない。むしろ、在地の庄民全体に対する課役の方が多い事はいうまでもない。しかし、この応永廿六年を最後に、庄官を対象とした守護役の賦課は影をひそめてしまふ。このように一色氏が、なお庄官沙汰人を自己の下に組みしき組織化してゆく努力をしているのに対し、永享十年入部した武田氏が全くこれを行わなかつたという相違は、一色・武田という二つの守護大名の個性の差異というより、守護大名一般の支配の仕方の歴史的な変化と見た方が妥当なようである。即ち、南北朝から目立つ庄官(国人層)の守護被官化は室町前期で一応完成し、室町中期以降に庄園の存続した所では、庄園領主の直務代官と在地の公文という形で庄官が存在したが、その場合の公文はかつての国人層のように庄民の上に伝統的な支配権を有する領主ではなく、

まさに莊民の一構成員であり、或は地下のおとななりを行い、地下に同座する事によつて村内に優越した地位を安泰にする等、いわば惣庄共同体に拘束されて、領主への転化が困難な層であつた。<sup>⑦</sup>それ故、彼等が守護大名の被官又は陪臣被官となつて行くのは、更に戦国時代も下つてからであつてこの永享・嘉吉から応仁文明等々の頃まではその中間的な安定した段階にあつた。このように庄園領主——庄官の下に惣庄（＝名主連合）として把握された在地の構造が庄園領主——惣村という構造に変化した事が、守護大名の課役賦課のあり方をかえた主要な要因であつたと思われる。今ここではその変化をあとづける事が困難であるが、後に見るように、公文をとびこえて百姓が代官を忌避するような力が生れていた事をもつてこれを傍証しうるのであろう。

かくして庄官に対する賦課が行われなくなつた後も、なお増大しつづける守護大名の庄園に対する取奪形態は、反（嬰）銭、用钱、人夫役、檢断権の行使であつた。次にこれを見てゆこう。

**B** 反銭の賦課で注目すべきは、寛正七年の公文慶賢の東寺惣公文所宛の書状である。即ち慶賢は今度の反銭につい

て国の催促が厳しいので弁じ申したが、「御領之御事者御不入已後更ニ国済仕たる事なくゆ」といつている。事実段銭については、京済か国済か、乃至免除か、そのための一献料かがもつとも主要な問題となつている。この地の段銭の京済は応永一〇年外宮役夫公米が国催停止となつており京済になつたと思われるがこの確証のない例を除けば、応永十四年に矢野・大山の庄と共に京済となつたのが史料的な初見あり、<sup>⑧</sup>以後、免除されない時は殆んど京済である。在地に対する守護の直接支配をふせぐために東寺が、主導的に京済とした事が考えられる。かくて反銭は在地庄民から代官の手を通して東寺の手に入り、そこから幕府の段銭奉行、乃至守護に渡されるわけである。だが京済の御教書を下しても、国の譴責が直ちに止むはずはなかつた。

応永十九年段銭免除の際には免状を守護方に遣わしたが既にそれ以前守護方は「國中はらふ日限」が七月二十三日であるといつて二十三日に使を入れ、翌日は守護方一貫七百文、新足に三百文、他に「使料（下）足さう事（下）（雜事カ）」に一貫文計三貫文を奪つている。<sup>⑨</sup> 応永二十年にも即位段銭が京済になつたが、御教書が下る前に守護使が入部し、使料や

雑事の費用として礼錢に二貫四百五十一文の出費があつた。

代官は百姓にこの支払を命じたが、百姓は一貫四百五十一文を渡しただけで残り一貫文は「いかやうに御さいそくゆ共沙汰仕ゆ事ハゆましくゆ」と東寺惣公文所に訴えている。<sup>⑩</sup>

文安元年造内裏段錢が京濟となり、半分を京都で納めてゐるが、京濟の奉書を下す際に守護代逸見が添状を出すのをしぶり、若狭における守護方は添状を下さるべしと称し、結局、国濟をとげ、百姓が段錢を支払つてしまい、寺家京濟ずみの半分は余分に出した事になつてしまつた。<sup>⑪</sup>このように京濟にはなつても御教書の現地到着までに、或いは守護使入部の費用やきびしいとり立てで現地に対する守護の支配が貫徹していつた。

このような反錢は必ずしも公方段錢とは限らず、守護反錢もあり、後になれば守護反錢のみで、年間数十貫文に及ぶようになる。

かくて、庄民は寺家に頼らず、自力で守護使に対決せざるをえない。

C 夫役 明德元年地頭方在家百姓は守護の京上夫について次のような訴状を提出した。

「元來この地頭分の在家百姓は、屋敷分として僅小な免畠を給つており、地頭分の政所殿が自然地下西津小浜へ出る時に御共するのが先例であつた。ところが、今度の守護(一色)は夫役を惣庄大小の家別役に領家分の内の御百姓が相計宛申されたので、地下の御代官方に年々歎き申してきたが、一向上聞に達しない。仕方がないので今まで勤めてきたが、今度、寺家代官ではあるが、上方御奉行である永田殿が下向されたので、在家の百姓たちで多年の夫役の事を歎き申した処臨時非法だと聞き聞食され、地頭領家預所殿御寄合にて一方分に四人宛十二人の夫役を守護方へ出す事に治定し安心していた処、公方の御下知に背くから元のように在家別に宛てらるべきの由承及んだのは悲しい事だ。一体寺社本所御領は定役の夫がなく、本主者皆々其夫役を入立てられる事は周知の事で、近所できいても、賀茂社松永、国富庄等皆このような制度になつてゐる。最少分の屋敷分計で地下平民の夫役をかけられるのはかなわない。早く永田殿の定められた事を制規としてほしい」と。<sup>⑫</sup>

この訴状に見られるように、本来、寺社本所領には特定のきまつた夫役がなかつたようである。ただ、地頭方には、

各屋敷免畠があり、その免畠を有する在家のみが、地頭の夫役をつとめていたものであろう。ところが、一色の支配はこのような旧来の慣習をやぶつて新しい大小家別役を付けてきたものであつたから、地頭領家所方各々四人宛の夫役を出すことで妥協したものである。このように、守護夫は百姓の新しい負担であり、しかもそれが、恒常化された所に特徴があつた。

京上夫については、これより、暫らく前永徳三年の文書に見えており、<sup>⑩</sup>その前年に、長田彈正藏人が領家職所務職に申付けられているから、前の文中の永田殿の下向は永徳三年の事であろうか。守護方が本来本所役であつたものを奪い取り新しい定例の夫役に編成しなおした事情がよくしられる。この夫役が百姓にとつて負担となるのは、農業の障りになるからである事はいうまでもないが、重要な事は、それに伴う経済的負担である。応永六年には「毎月夫足二三入立申<sup>⑪</sup>□国へ被召使<sup>⑫</sup>時へ粮物一二貫文余も入<sup>⑬</sup>い」といつており、応永二十一年には守護の伊勢向の夫として一番に人夫四人馬一疋、二番に人夫四人、三番に人夫二人で、最初に立てた馬は四月二日から五月廿八日まで

召使<sup>⑭</sup>されたので翌年には公文弁祐代官乾嘉と共に九人の百姓が連署して如何程費用がかかつたかを寺家に報告している。<sup>⑮</sup>

この伊勢夫は「国中にての公事、其外京上夫」の外の臨時の夫役であり、このような臨時の夫役の代表が陣夫であつた。とりわけ武田氏が守護となつてからこの陣夫は目立つてくる。一色氏の際には、戦争の時も例えば永徳二年の山城発向につき野伏十五人宛召つれて京へ参着せよと地頭領家政所殿沙汰人宛に命じているように、<sup>⑯</sup>前にのべた守護の庄官かり出しの一環として賦課されていた。前述伊勢夫の場合でも本来「百姓之恒例仕<sup>⑰</sup>夫」ではなく「諸郷保寺社本所御領御代官御方へやとい申さるる夫」であつた。ところが、それが、地下百姓の役となり、武田氏の時代には百姓役としてしきりに陣夫の要求が出てくるようになる。<sup>⑱</sup>享徳四年陣夫五人の賦課の際に、国方ではたのみこんで二人に約束したが京都では三人を請負つてしまい、一番に三貫文宛の粮物を要し、十番まで陣夫を立てられ粮物三十貫に及んでいる。<sup>⑲</sup>この時の百姓十三人の連署の起請文では、「一人日別五十文、一番上下十五日、人別七百五十文、三人

一番で二百五十文、十番で廿二貫五百文、京から下ゆ夫三人六日に九百文已上廿三貫四百文」と計算している。<sup>④</sup>このような大きな負担が、寺家の年貢から差ひかれず、半分が地下百姓の負担になるとすれば、百姓は逃散以外に道をもたないこととなる。第一章でのべた年不詳の本所百姓の申状は、若州江州御陣に際し野伏人夫三十人を課され、漸く十五人に止めてもらつたが、その十五人が九月廿五日から十一月十日まで四十五日在陣の「名主御百姓并地頭方御百姓昨日今日地下ニ在付ゆやうなるまうと」までがこのように大変な辛勞をしているが、それも今日十日までの事で「又此日より末御陣事更ニ斗申かたくゆ」といつている。この四十五日間の糧物は「一人宛之日別之糧物五十文宛」と記しているから、三十三貫文の計算となり、その負担は想像を絶する。

守護方の夫役は、陣夫にとどまらない。

宝徳二年と思われる年不詳の文書<sup>⑤</sup>では一円の時、「庭はきの夫」と称して三月廿一日以前に三人罷上つた夫を料足にし三人分九百文にして毎年沙汰していたが、半済になつてから本所分にも十五人、半済分にも十五人の夫をかける

ようになったとある。この時は四十八貫文の一献料を納めて、「不入」という事になつたばかりの事であるから、「不入」の御教書もいかに実効のないものであつたかがわかる。又半済が、在地百姓の支配に守護がくいこんでくる事をいかに助長したかが知られる。このように、守護方の夫は、かつて本所の夫であつたものから、陣夫、更には新しい名目をつけた臨時の夫というように、種々雑多であり、しかもそれが、恒常化する傾向にあり逃散をひきおこすまでに在地百姓をいためつけた事がしられる。

**D 守護方要錢** 段錢の多くが、幕府朝廷の入用であつたのに対し、守護夫と並んで守護方の収入源として大きなものに、守護方の要錢がある。要錢という以上、守護方への種々な要脚入目であろうが、その臨時的な性質にもかかわらず、量的には百姓の負担の中でかなり大きな比重を占めている。しかもこの要錢が量的に著しく増大するのも又武田氏の若狭守護時代である。

応永二年公文弁祐の書状は、武田殿（守護武田ではなく、一色時代の守護被官であろう）が大役をこしらえて一献分を沙汰したらというので料足四・五貫文を費したと記してい

るし、応永二十六年には徳銭と称し代官方にかけられた守護役を地下役とされ百姓たちが二十五貫文も出した事がある。武田氏の時代になると康正元年には守護が借錢と称して三千疋をかけ、更に譴責使を入れている。翌年には、「去年の十貫文御出ゆニよりゆて寺領をあなつれゆて」守護方借用と称しあわよくば毎年借用と称してとりたてる腹である。と寺家代官が報告している。長禄三年には旧冬から当年兩度の御要銭公私の入目廿貫文に及ぶとあり、文正元年には去年の臨時五十貫文、更に当年之御要銭も如去年十五貫文余とある。このように国方臨時の要銭は、守護乃至守護被官人によつて「御屋形様年始御礼三貫文」「御上洛の御要銭十貫文」というように、毎年定期的に或いは恒常的にとりたてられるようになる。しかもその額は著しく大きいので、直接国方の譴責使が入れば、勢い寺家の年貢公事上納分から支払い、或いはその一部を寺家年貢分から差引いて百姓自身の二重の負担を幾分でも軽くせざるをえない。寺家は成べくそのような収入減を避けようとするから、必然的に百姓が逃散してその役を逃れようとすることとなつた。

このような要銭は元來庄園そのものにかかるものと、地下そのものにかかるものと二つあつた。長禄元年の国方要銭については、「先注進申ゆへて請を申ゆ間地下役ニ仕ゆへ」と東寺が地下百姓に命じており、百姓は早く代官を下して「彼御要銭之事も地下へかかる事にてゆか御領役ニてゆか御き、つくろひて」佗言してくれと頼んでいる。このように東寺はなるべく守護方要銭を地下役とし庄園年貢の減少をふせごうとするし、守護方も又御上洛要銭十貫文をおさめさせながら、「更に上使馬上三騎上下十四五人」の譴責使を入れ、「地下中へ五貫文・拾貫ツ、被仰懸」前の十貫文は「本所御領ニかゝりゆ是は御百姓中管用ニ申懸ゆ」と譴責するのである。かくして、地下百姓は、地下百姓として庄園とは独立の守護賦課の対象となり、守護の支配下に服する度合を強めざるをえない。その際の単位は他ならぬ、地下百姓の共同組織以外にはありえなかつた。

**E** 一献料 守護方の収奪が、段銭であれ夫役であれ、或いは要銭であれ、武力と暴力を背景になされる以上、その地の百姓には逃散以外の抵抗手段はなかつた。かりに東寺

が寺家の權威や、勢家の口入によつて、これをおしとどめ、不入当知行安堵の御教書をえても、なお必要なものは、礼錢であり、一献料である。しかも京都で得た御教書が守護によつて遵行されなかつたり、在国守護被官人が譴責を入ればそれは又それで在国一献料がしぼりとられる。在国の被官人たちや守護の課役に際しては、地下で一献料を出して佗済ツレレクまされなければならぬ。

先にあげた宝徳二年の御不入御一献料は実に四十二貫であり、内二十貫文は十二月に寺家に納め、残り十二貫文は五文字の利平を加えて翌年に納めるから残十貫文は免除してほしいと公文と八人の百姓が頼んでいる<sup>⑤</sup>。このように守護方の譴責の免除の代償が、寺家の一献料の催促であり、それが同年に納められないとすると、利子を加えるべき借金となる。どちらにしても救われないのは地下百姓である。

これ程に大きな一献料はこの例以外には余り見当たらないが、康正二年のように内裏料段錢を納めながら（半分で三貫二百二十五文<sup>⑥</sup>）、東寺公文は京済により国催を止めたと思われる御折帑の一献分に三貫文を寺家に進納するよう太良庄御代官に命じている<sup>⑦</sup>。同年と思われる太良庄に下向し

ていた上使榮俊の書状には、段錢用却六貫四百五十三文、同沙汰用途三貫五百文の運上を報じている<sup>⑧</sup>。

年不詳の四月廿五日付百姓申状<sup>⑨</sup>では要錢の事について逸見彈正が馬上にて上下二十人斗で二十貫文をかけてきて、一日一夜つかえて佗言申したが、結局本錢九貫文で日限は四月二十七日ということになり、御礼や何やかやで十四貫余も入り、耕作が出来ないという。結局、合計要錢廿貫文以上の負担を負わねばならない事になつた。一献料というのは、おくれればおくれる程在地の費用のかさむものとなるわけである。恐らく応永年中と思われる太良庄地頭領家御年貢并錢足を報じた百姓の報告は太良庄の東寺所務職の内容を次のように記している<sup>⑩</sup>。したがつて、ひどいときにはこの東寺へ納める百五十八貫余の三分一に及ぶ一献料が加えられ、更に譴責その他の要脚、守護夫が加われば、いかに大きな負担を庄民が負わねばならなかつたかがわかる。守護方の検断権の行使については別稿に述べた事があるので省略するが検

方 貢 し し し し し し	貫 49,400 3,500 3,000 3,000
頭 年 春 夏 秋	
方 貢 し し し し し し	貫 90,000 3,500 3,000 3,000
家 年 春 夏 秋	
領	
總 計	貫 158,400

断権の濫用は単なる領主権の一項目たる警察権の行使に留まらず、その裏付けとして、住宅資財の没収等の財産的利益を意味した事を忘れる事は出来ない。とりわけ検断使はつねに竹木をきり取る等の所行を働いている事に注意したい。

F 以上述べたように、守護方の賦課は歩一歩庄園領主の支配を排除して行つた。庄園領主は、或いは反錢を京済にする等の努力によつて、自己の収奪支配体制の維持につとめたが、その目的が庄民生活の保護になく、自己の年貢徴集の確保にある限り、要錢その他の在地の苛責は出来るだけ地下役にしようとした。又守護方の夫役の賦課も、古い名主中心の庄組織を基盤とするにとどまらず、まうとまでをも駈り出すようになったから、地下の自衛組織の団結は益々強化される一方、名主以外の存在もその村内における地位を意識するに至る。庄の殻につつまれながら、庄内には庄園領主から政治的にも独立した地域的集団が、形成されつつありこれが守護・守護被官人の課役の対象となりつつあつた。

① 柴田実著「庄園村落の構造」、太良庄の部参照。

- ② 文書レ6 四六
- ③ " " ツ1 一一
- ④ " " ツ1 一二
- ⑤ " " フ1 16 四六
- ⑥ " " ツ3 一一六
- ⑦ 拙稿「庄園制の崩壊過程」(『同志社法学』第四十五号)参照。惣庄惣村については石田善人氏「惣について」(『史林』一九五五年第六号)を参照。
- ⑧ 文書ハ3 八〇
- ⑨ 文書レ4 5 二七、猶、反錢京済については田沼陸氏「寺社一円所領における守護領国の展開」(『歴史評論』一〇八号)参照
- ⑩ " " ツ4 一三六
- ⑪ " " ツ3 一一七
- ⑫ " " ハ4 一二七
- ⑬ " " ア36 52 一六八 前出別稿でこの事実を文書の日付の康正二年としてしまつたが、これは文安元年の例を記した年代であつたので本文のように訂正しておく。
- ⑭ 文書ハ1 七
- ⑮ " " 亥29 37 三四
- ⑯ " " ハ2 五五
- ⑰ " " レ12 13 六四
- ⑱ " " ハ2 五七
- ⑲ " " ツ4 一二九
- ⑳ " " ハ3 八八
- ㉑ " " ハ3 八八
- ㉒ " " ハ3 八八
- ㉓ " " ハ3 八八
- ㉔ " " ハ3 八八
- ㉕ " " ハ3 八八
- ㉖ " " ハ3 八八
- ㉗ " " ハ3 八八
- ㉘ " " ハ3 八八
- ㉙ " " ハ3 八八
- ㉚ " " ハ3 八八
- ㉛ " " ハ3 八八
- ㉜ " " ハ3 八八
- ㉝ " " ハ3 八八
- ㉞ " " ハ3 八八
- ㉟ " " ハ3 八八
- ㊱ " " ハ3 八八
- ㊲ " " ハ3 八八
- ㊳ " " ハ3 八八
- ㊴ " " ハ3 八八
- ㊵ " " ハ3 八八
- ㊶ " " ハ3 八八
- ㊷ " " ハ3 八八
- ㊸ " " ハ3 八八
- ㊹ " " ハ3 八八
- ㊺ " " ハ3 八八
- ㊻ " " ハ3 八八
- ㊼ " " ハ3 八八
- ㊽ " " ハ3 八八
- ㊾ " " ハ3 八八
- ㊿ " " ハ3 八八



- ④1 // へ3 八五 ③5 // へ5 二〇五  
 ③6 // へ63、70、二八一 ②7 // へ36、52、一七一  
 ③5 // へ2 四五 ③9 // へ74、53 一一  
 ④0 // へ5 二一〇  
 ④1 // へ2 五四 「半济方より御けんたんの事御本所方を  
 もおしなへて□被召由被仰ひ其外竹木等御用のまま被切召ひ  
 人夫な□如半济方めし御遣あるへきよし被仰ひて御かけし」

### 三 守護被官人

A 守護方の庄園侵略の直接的な担い手は守護被官人である。半济といい、要銭といい、それを受取り、代官となり、或いは検断使・譴責使として入部するのはこれら守護被官人である。守護領国の権力的基礎は、在地領主の被官化にあり、この被官関係はルーズな封建的主従関係であるといわれている。

ここではこれら被官人の経済的基礎や、被官関係の詳細をみることは出来ない。ただ注意すべきは、これら守護被官人は、はじめから守護の権力を背景として領主として在地にのぞんだ事である。それ故ここでは彼らが上からどのように在地を把握していつたかを見るに止める。

先にものべたように、一色氏の守護領国の時は庄官沙汰

人に対する課役が見られ、南北朝時代以来の庄官沙汰人の守護被官化のなごりをとどめているが、にもかかわらず入部し、譴責する守護使は、特に在地とのつながりが深かつたとは思えない。ところが、武田氏の時代には戦国時代まで連続して、この庄の地下と関聯をもつ守護被官人があらわれてくる。一つは山内であり、今一つは山県である。

山内の方は、果して守護被官人か否かが詳らかでないが守護方に可成りの影響力をもつた人物であることはたしかである。

山内については宝徳二年と思われる山内入道の寺家代官中尾弥五郎宛書状がある<sup>④0</sup>。当時泉大夫と太郎大夫との質物についての相論があり、泉大夫謀書と決定したが、本所から太郎大夫を召上げられるべしと命じてきた。その原因は介大夫が米銭の借用の質物に一反の田を入れ、それを完全に返却出来なかつたので、この田を太郎大夫が知行することになつたのであるが、これに対し、和泉大夫が、自分の質物が残つているといつて違乱したというのである。かく、和泉大夫は緩急の子細が多いのだが、岡殿様（寺家代官カ）が不断懇にしているので黙過されており、結局、太

郎大夫を召上げるといふのは所存外に思われる。代官中尾弥五郎殿に不審が残つてはいけないと考へ請文を申付進ずる次第であるから、「努々御本所へ見せ申さるましくい(中尾殿の)御私の御心得肝要い」山内の書状はこのように記している。

このように「山内」は中尾弥五郎に対し本所には内証で在地の現状を報告する立場にある。長祿四年の公文清兼の折帟に<sup>⑤</sup>

山内方自作分年貢事

合五石七斗四升七合

代六貫九百文

石別老貫貳百文宛

と記されており、石代としても五反以上の自作分を太良庄内に耕している在地領主であつたことがわかる。康正元年守護方が廿貫文借用と称して要錢を賦課した際にもその額を減らすために「山内殿の御扶持」のあつた事が知られる。康正二年七月八日の太良庄国仕足には、「三百文山内方上洛之時礼」「四百十文 山懸五郎左衛門并山内方中村方来時」とあり、同年七月内裏段錢について逸見殿の免除の折

帟が京都でおりたにもかかわらず、国方は承知せず、大使を入れようとした時の公文の手紙の「尚書」にも「山内方も無等閑申いへ共更々無承引い」とある<sup>④</sup>。守護方が借錢と称して要錢をかけた腹の底で何を考へているかについて「身の心得のために当年申かけゆて毎年借用可申ゆ由」を内々にしらせてくれたのも山内であつた<sup>⑤</sup>。

山内については此以外に何も知られない、自ら守護被官人として当庄に非法をなした形跡が史料の上で全く見当たらないから、守護領国内にその存在を認められていた在地領主であるにとどまつたのであろうか。この山内と同じような役割を演じながら、守護被官人としての面目躍如たるものがあるのが次にのべる山県氏である。

**B** 被官人山県氏 山県氏がはじめて史料にあらわれるのは、享徳元年の事である。其年、和泉大夫が徳政を企て或いは牢人を引入れた罪によつて守護使が彼の住宅を追捕し、資財雑具作毛以下を運取り、結句惣庄所務職を押領した際、守護の奉行人が御教書の旨に従つて「在所并当年貢雜具以下嚴密可被渡彼代官之由」を命じているのが山県下野守宛であつた<sup>④</sup>。以来山県は一貫して、太良庄の半済方代官であ

つたと思われるが、これ程当庄と密接に關係をもつた守護被官人は他にいない。爾來反錢の免除も守護の奉行人から山県下野守に下される。康正元年の借用と稱する要錢賦課に際し、京都で十貫文の請文を仕つたにもかかわらず、国方ではもう十貫文沙汰しなければ許さないといわれたので「拾貫文にて道行ひやうニ御佗言ひて御折幣を一御召ひて山県殿へ御下ひ者目出ひさやうニひへす者尚々堅御催促あるへくひ」と在地代官が手紙を認めている。享徳四年に陣夫四人をかけられた時も、公文が佗をしたけれども、「山県殿ニめし被置ひ間中々是非の御事ニ不及ひ」とある。

このような守護被官人山県の役割を最もよく示す史料は年不詳四月廿八日の御百姓等申状である。<sup>⑤</sup>

#### 畏申上候

抑御屋形様年始御礼之事、先度如<sub>ニ</sub>申上<sub>レ</sub>ひ、三貫文と被<sub>ニ</sub>仰出<sub>レ</sub>ひ。縦料足者三貫文入<sub>レ</sub>共、上之御礼を過分ニ仕<sub>レ</sub>てへ、己後之引懸国大事ニ<sub>レ</sub>と存<sub>レ</sub>て、つめて山県殿ニ付申、様々御佗言申<sub>レ</sub>間、宥貫文ニ佗伏申<sub>レ</sub>。其外旁之御樽迄貳貫五百文にて<sub>レ</sub>。方々借用仕<sub>レ</sub>へ共更々無<sub>レ</sub>簡<sub>レ</sub>ひ間春成を引違申<sub>レ</sub>。

一、同御上洛之御要錢之事、兩度如<sub>ニ</sub>申上<sub>レ</sub>ひ、廿貫文被<sub>ニ</sub>仰出<sub>レ</sub>ひ

を、山県殿之御心得ニより<sub>レ</sub>て、拾貫と被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>ひ。是も過分ニ仕<sub>レ</sub>て者、為<sub>ニ</sub>以後之大事ニ<sub>レ</sub>間、御百姓等十四五日在<sub>レ</sub>浜仕<sub>レ</sub>て、様々山県殿御佗言申<sub>レ</sub>て、五貫文ニ佗伏申<sub>レ</sub>。是も如<sub>ニ</sub>以前<sub>ニ</sub>旁御樽迄九貫文にて<sub>レ</sub>。いかやうの高利をも<sub>レ</sub>於<sub>ニ</sub>田舎<sub>ニ</sub>引違申<sub>レ</sub>へと被<sub>ニ</sub>仰下<sub>レ</sub>ひ、御屋形様御内喜阿弥た仏と申人之料足を拾貫八文字ニ借申<sub>レ</sub>て沙汰仕<sub>レ</sub>ひ。さい間地下への御上使を<sub>レ</sub>御免あるへき也<sup>(由カ)</sup>山県殿被<sub>ニ</sub>仰定<sub>レ</sub>ひて御上洛<sub>レ</sub>間、安堵仕<sub>レ</sub>処ニ、今月三日御上使馬上三騎上下十四五人御あかり<sub>レ</sub>て地下中へ五貫・拾貫ツ<sub>レ</sub>被<sub>ニ</sub>仰懸<sub>レ</sub>ひ間、以前山県殿の被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>通申<sub>レ</sub>へへ、「それハ本所御領ニか<sub>レ</sub>り<sub>レ</sub>ひ、是は御百姓中借用ニ申懸<sub>レ</sub>ひ間、更々叶ましき」由被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>ひ。其子細浜へ申<sub>レ</sub>へハ、廳而御注進<sub>レ</sub>ひ、「雖<sub>レ</sub>然少事ツ<sub>レ</sub>請を仕<sub>レ</sub>て、先御使を立申<sub>レ</sub>へ」と被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>ひ間、三日迄つかへ<sub>レ</sub>共無<sub>レ</sub>御立<sub>レ</sub>ひ間、少事ツ<sub>レ</sub>請を仕<sub>レ</sub>て立申<sub>レ</sub>。同使料雜事ニ四貫文入<sub>レ</sub>ひ。さい間京都にて山県殿御申ニより御免之御奉書下<sub>レ</sub>ひ而、是は無為ニ<sub>レ</sub>へ共、請の員数ニより御礼をさせるへき由被<sub>ニ</sub>仰下<sub>レ</sub>ひ間、いまた未定<sub>レ</sub>ひ。

一、御上洛之時京上夫八人立申<sub>レ</sub>ひ。

一、就<sub>ニ</sub>預所方<sub>ニ</sub>百日旁仕と申事、定寺家様可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>御存知<sub>レ</sub>ひ。八月一日より十一月十日迄百日朝夕飯を給<sub>レ</sub>て日計奉公仕<sub>レ</sub>ひ。当御代に成<sub>レ</sub>て地下ニ御代官御入なく<sub>レ</sub>、半濟御拘<sub>レ</sub>にて<sub>レ</sub>間代宥貫文ニ

定いて毎年沙汰申処ニ、今度御上洛前ニ山泉殿へ被<sub>レ</sub>召いて被<sub>レ</sub>仰  
い様ハ、「此間者日別十文宛之分十七ヶ年間を算用仕いて早<sub>ニ</sub>弁  
申しへ」と堅御折檻也。さやうニルへは五十余貫にて。地下之迷  
惑以外次第也。雖<sub>レ</sub>然切々被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>間、以<sub>レ</sub>縁様々侘言申いて、拾貫  
文ニ侘伏申也。其外糶料貳貫余入也。是者本所半済間にて。是  
をさへ失<sub>ハ、マ、マ</sub>十方<sub>ノ</sub>之処ニ、結句七月廿八日より京につめさせられ  
也。木松を買入へ<sub>ハ</sub>雜用外ニ日別五十・六十遣<sub>レ</sub>間、今迄もはや  
抜群之入足にて。如<sub>レ</sub>此百日在京仕いて御耕作等をも荒<sub>レ</sub>へん  
と迷惑にて。かやうの御公事ニ取乱<sub>レ</sub>て春成をも無沙汰仕也。  
更<sub>ニ</sub>御百姓等くわんたいにてははず也。

一、年始之御礼ニ春成を貳貫五百文引違申<sub>レ</sub>へ共、今度拾貫文借  
申<sub>レ</sub>内九貫文者御要錢ニ入也。残壹貫文年始之御礼錢ニ入立申<sub>レ</sub>  
て、春成内を壹貫五百文引申也。相残春成をも時分<sub>□</sub>計会と申  
かやうの御公事と申条以<sub>レ</sub>脚力ニ御侘言可<sub>ニ</sub>申<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>也。折節御借を御  
下<sub>レ</sub>いて御懇ニ蒙<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>間、涯分奔走仕也。委細者公文方より可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>  
申<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>也。此旨能<sub>ニ</sub>預<sub>ニ</sub>御披露<sub>レ</sub>也者、可<sub>レ</sub>畏入<sub>レ</sub>い恐惶謹言。

卯月廿八日

御百姓等上

進上 太良庄御政所參

人々御中

繁をいとわず引用したのは、この中に、守護方の無理難

責や被官人山泉の役割が生きてと画かれているからであ  
る。一読して明らかのように、年始の御礼は三貫文から一  
貫文へ、上洛御要錢は廿貫文から十貫文更に五貫文へと、  
いずれも山泉殿の口添えによつて負担が軽減されている。

上洛要錢について山泉上洛後、別の使者が入部した際も京  
都の山泉が御免の奉書をもらつてくれている。勿論、百姓  
自身にとつては礼錢樽錢を入れると、年始御礼は二貫五百  
文で、わずか五百文、上洛要錢は九貫文でわずか一貫文し  
か軽減されなかつたわけであるから、守護へ入るべき多く  
の部分が山泉の手に入つたという結果を生んだにすぎない  
が、ともかくも山泉の口添えは大きな効果をもつていたこ  
とがしられる。このように口添えはしても山泉自身が、庄  
園の存続をねがつたり、地下百姓に対し、本心から同情心  
をもつて課役の軽減をはかつたわけではない。山泉が半済  
方代官として預つていた預所職の得分についてみれば、そ  
の百日傍仕なる役を無理無体に課してきている。彼は十貫  
文を責取つた他に、実際に、現夫をも徴収している。

半済方の代官(恐らくは預所職のみを有したのであろうか)と  
しての山泉の地下に対する関係は、このような守護方への

口添えにとどまらなかつた。前述の山王禰宜職の問題が生じた時に、この「一方ならぬ御宮事」について意見を述べ、ている半济方代官は逸見殿と黒法師殿であるが、この黒法師というのは、寛正四年に馬役譴責について、先の使者を退け、申定めた役においては催促あるべしと守護の奉行人の奉書をうけている宛名人山県黒法師であろうから、恐らくこの地下の山宮の事について、半济方・預所方・本所方の三方代官が発言権をもつていたものと思われる。

もつとも、山県については、五郎左衛門と三郎右衛門、下野守、黒法師なる名称があらわれているので、山県黒法師が三郎右衛門・下野守と同一人であることは推測がつくが、五郎右衛門とどのような関係にあるのか不明である。

とにかく、預所方代官として太良庄に關係をもつた山県であるから、借用と称し十貫文の料足を課した時も、寺家代官が浜に出むいて「山県方委細御存知のことく寺領の事ハ少所にてゆニかやうに大足を承り口敷ゆ平ニ一向ふちゆへ」などと、山県をたてにとつて佗言しえたのであろう。百姓たちも「早く代官を下してほしい」「御領之事ハ山県殿さまの扶持ニよりゆへ者そのついえなくゆさやうの御礼

をも御申ゆへくゆ」と寺家に要求している。

このように、守護大名の支配下に、著しく不安定な状態にあつた庄園を支えるためには、寺家の京都の幕府、守護との接触もさることながら、在地守護被官人との結びつきが重要であつた。地下百姓たちが、庄内の領主として山県の存在を大きく評価したのも当然である。

C 寺家代官の守護被官人との結合 守護被官人が寺領本所領を直接違乱すれば、当然幕府、守護、守護代等の圧力をうけざるをえない。その御教書の圧力、直接には守護の軍事力をはねかえす程までには彼らの力は強くはなかつた。それ故、守護被官人は、一挙に自分の力で先例を破つて寺領を奪いとるのではなく、守護と本所との中間に立ち、その間隙をぬいながら自己の在地における權益を少しづつ擴大強化していつた。この事は今迄述べた所でしられるが、守護被官人はどこまでも守護方であり、それ故、その仲介者的役割を全うするためには寺家代官との結合が必要である。山県にとつては別稿にのべた中尾弥五郎なる寺家代官がその格恰な相手であつた。この時期の寺家代官は、守護方に対し、何らかの縁をもつて佗言しうる人物でなければ

ならなかつた。中尾弥五郎幸聡の代官任命は宝徳三年の事であるから、山県が当庄に關係をもつてくるのと殆んど同時である。何通か残つている弥五郎の寺家への書状は山県を介して知り得た、守護方の内部事情や「本心」をよく伝えており、恐らく、寺にとつても最も有能な代官であつたと思われる。

例えば前述借用と称する要錢賦課の際も、此年の要錢賦課は、以後毎年の例となすべき企である事をのべた後、それ故、大使が入つて使料をとられ、譴責されて地下でどうにもならなくなつて賦課に応じたら大変なことになる。「なに共御れうけんゆて御沙汰ゆへぬやうに御奉書を可給ゆこゝにて御出ゆてハ毎年申かけゆてゆ」「かやうに手を入召上ゆて御寺領をおとしゆはんくわたてニてゆなるよしさる方よりきかせゆ御心得ゆて御沙汰」してほしいと報じている。

けれども、代官がこのように、守護方にくい入ればくい入る程、現地の事情にうとく、自らの年貢の一時的な確保に汲々としている寺家にとつては、このような代官が好ましくなくなる。或程度私的な政治力をもつて事を処しうる

代官は寺家にとつて危険な存在である。康正二年和市減少その他の非法によつて弥五郎が代官職を改替された背景には、このような寺側の考えが動いたのではないだろうか。長禄三年に、山県三郎右衛門が当庄本所分年貢を抑留し、弥五郎は又「御屋形様之御被官」（即ち山県である）に属し、代官職の再任を要請しているを見て寺家は前の不安と恐れが現実証明された思いをもつたであらう。

寺家のこのような態度に反し、国方の現実は、守護方に再三出かけて接衝しうる有能な代官を必要としたのであるし、地下の事情にも明るく、地下百姓の意思や先例を可成り尊重する代官が必要であつた。

中尾にかわつて新代官となつた定増を百姓が忌避したのは、このような歴史の現実を正しく理解していたからに他ならない。公文清兼にもまかせず、惣百姓として神水を汲んで代官忌避の訴訟をしている百姓の決意はこのような歴史の流れの認識の上に立つていたのである。

このような一庄限りの動きは、衰えたりとはいへ、なおその体制を維持しつづけていた室町幕府のそれと結合した寺家の権威によつて、つぶされてしまつた。山県は抑留分

を返却し、弥五郎は又寛正二年に代官職の眺望を致すまじき事を神かけて誓つて、この事件は終結する。けれども、地下百姓の要求、守護被官人、それと結合した代官の三者が、この事に関する限り、共通の要求をもつて寺家に対立し、意見を一にしている事は、寺家の支配が終り、新しい時代が近づきつつある事を示してはいなかつたらうか。

D 戦国時代の太良庄 東寺百合文書は戦国時代の当庄について殆んど何も語らない。しかし、本所東寺の支配が消滅し去つたわけではない。この事は次の文書が明瞭に示している。

「山かた殿へ指出のあん文 本所かた」<sup>(ハシウラ)</sup>

太良庄 本所方指出之事

一、三拾六石五斗八升三合へ領家之斗浜升ニ

三斗四升入たゞし

三名半之本役也

一、拾九石武斗ハ保一色之本役同斗半濟より出申い

以上 五十五石七斗八升三合

此内引物

一、參石九斗五升地下之引物 色々御下行

一、武拾四石 公文給八人之百姓ニ御下行是ハ 園之内免しつかわれぬ人足給也

以上式十七石九斗五升

残而

式拾七石八斗三升三合

一、三拾石七斗壹合地頭田分浜升三斗九升入

一、武拾四石八斗五升ハ浜升三斗九升入、落下地

一、四石ハ同 落下地なり憐向作人<sup>(カカ)</sup>

一、五石六斗ハ日吉斗四斗式升入同落下地

以上 合九拾式石九斗八升四合 定納

同御新足方

一、式百文ハ たかつかに在之

一、六貫三百式拾壹文ハ 地子成銭

一、式百文ハ 落下地地子

一、式百五十文ハ 殿さまの竹屋ふ地子

一、五百文 同竹屋ふ地子

以上 七貫四百七十文<sup>(管脱カ)</sup>但 七百五十文ハ殿の 竹屋ふ地子ニひけ申い

此内五百六十七文半濟より出申い

残而

六貫七百式拾壹文ハ 定納

一、政所 山屋敷 在之

一、式ヶ所 殿山在之

同半済方へ納所申分

- 一、拾六石式斗八升 預り所之御本役浜升三斗六升入
- 一、八貫九百八十文は地子成銭半済へ納所申(銀)

此内 壹貫八十文ハ二反成

貳月段銭

- 一、拾四貫百九文 内藤玄蕃殿へ納所申(銀)

此内三百九十文ハなか田りんかうより出申(銀)

八月段銭

- 一、參貫六百八十七文は久村殿へ納所申(銀)

八月同銭(段ノ意カ)

- 一、拾五貫文ハ 但役銭無之也 中村右藏殿へ納所申(銀)

此内五百式十文ハなか田りんかうより出申(銀)

錢方惣以上 合四拾八貫八百五十式文 定納

米方惣以上 合七拾四石八斗壹升四合 定納

此外

- 一、拾八貫文ハ永夫銭但陣御在京之時式人つめ申(銀)飯米路銭ニ御

下行被成也但人夫めしつかわれす(銀)ハハ納所仕(銀)

- 一、困こしの夫式十人中ニいたし申(銀) 此人足めしつかわれね

ハ六貫相立申(銀)

- 一、入木月柴 三十者(把) 本所方より入申(銀)

- 一、貳百六拾五文 正月の御礼(銀)せん

- 一、壹升かゝみ五枚 同礼之時上申候

- 一、百文ニ茶十(袋)たい 小野寺より正月御礼ニ出申候

同返しに食酒被下候

同杉原老そく扇老本小野寺へ被下(銀)

- 一、扇十九ほん 百姓中へ被下(銀)

- 一、その日の内ニ帰る人夫ニハ中食被下(銀)

- 一、神事よりの送物 もち四十式 同さけ壹升

正月十一日ニ上申(銀)

同二月一日ニ餅四十酒壹升上申(銀)

此時新足二十五文かみ一てう被下(銀)

- 一、若宮の御神事之時きやう一はい半酒壹升上申(銀)

三月三日ニ上申(銀)

- 一、一宮御神事如前上申(銀) 同日上申(銀)

- 一、山王御神事ニ四月はつさるニ如前上申(銀)

同十一月はつさるニ如前上申(銀)

- 一、大工せちりやう物立申(銀)ハハ米壹斗新足百文つかわされ(銀)

- 一、參百文式度の御事之時御太刀代ニかく(袋)とうにつかわされ(銀)

以上

此外



一、八ヶ所川成 九石九斗三升五合 但はた升  
三斗四升入

一、沓ヶ所川成 沓石四斗 但はた升  
三斗九升入

一、沓ヶ所川成 六斗 はた升  
四斗式升入

以上拾沓石九斗三升五合 不納

以上

天文廿といの年九月十四日 本所惣百姓中

山かた殿 指出分 案文

この案文が何の必要があつて作られたものか明らかでないが、この天文廿年にも当庄は本所方、半済方に二分され、本所方は米九十二石九斗八升四合、銭 六貫七百二十一文を取納し、半済方は反銭をも含めて米七十二石八斗一升四合、銭四十八貫八百五十二文を取納している。集計とその内わけが正しく照合しないので疑問が残りはするが、段銭の比重の大きさ、守護方への負担の大きさに注目される。本所方に記されている殿山二ヶ所、殿さま竹屋ぶが誰の山、竹藪であるかわからないが、恐らく山県殿の所有とみて誤りはないであろう。この他、永夫銭、十八貫文、国こしの夫入木月柴以下の諸雑公事も、いずれも半済方への公事であり、正月、諸宮の神事に礼銭をうけ、扇を下さるのもの、

山県氏であつたと思われる。「若狭守護代記抜草」は天文末年から「国中武田の家人等面々の在所の山城を築あらそふ事あり」として山城の一覽をあげている。それによると、山県下野守は三方郡慶中山、山県民部は太良庄山城加屋嶽に山城を築いたと記されている。山県下野守秀政は、武田被官人中の大身分七家に属するが、恐らく、太良庄の民部丞はその一族であろう。

武田義統（武田伊豆守信豊の子信統、足利義輝より義の一字を賜わり、弘治二年信豊の卒後家を継ぐ）は桑村九郎右衛門が逸見駿河守叛逆の時山県下野守の手に属して果した忠節に對し、諸役数代の免状を渡している。このように武田氏にとつて山県下野守は股腔の臣であつた。下野守秀政については、永禄七年に沓段分米二石の田地を妙楽寺に寄進し、天正八年には常満保内福同名主職の補任状を發しているが、この時期には直接当庄に係した史料は見当らない。当庄に係したのは民部丞である。

高島居文書にその祖とみられる孫権守清久に関する史料がいくつかみられる。大永七年に清久は太良泉大夫に助国名四分一新を讓つているが、この四分一新は、大永四年に

山県民部丞勝政が売渡した「半済方助国名四分一之内田地一段」であろう。<sup>⑮</sup>このように民部丞は太良庄内に名を所有しているが、この売券は「除諸役」いて売渡しており、又「為此売券補任永代知行不可有相違者也」と記している。領主山県が補任権を有したのである。

鳴滝に居住した孫権守は丹生新三郎から「本所方なるたき村」山島を買取り、桑原五郎左衛門尉元正の補任状を請けているが、この桑原元正が山県といかなる関係にあるかは不明である。恐らく本所方代官であろうか。

太良庄の山県氏については妙楽寺文書に太良庄山県左京女千世嚮の「富田郷柄在家名拔地」三段大の寄進状がある。この地は千世嚮の母秀長が買得した田地であるが、左京の当庄内における地位は不明である。山県民部丞の一族であろうか。

永正十六年政勝(民部丞勝政と同人か)は庄内に意足寺を建立するについて、佐泉保内味堂山を意足寺に付し、その代りに僧一人を養い、「午寅木」(文意不明)はこの山で切るよう孫権守に命じている。<sup>⑯</sup>

このように、山城を有した山県民部丞勝政が当地の領主

としてこの地に君臨した事は疑いえない。そして上記指出しを出したのが庄官でも代官でもなく、惣百姓であつた事、しかも公文給をうける八人の百姓がその指導的な地位にあつた事は、本所東寺の支配秩序がもはや、完全な寄生的年貢収納者になりおわつた事を示している。半済といながら、それは領主山県が太良惣庄を支配している中から、一部の米銭が、東寺に文字どおり「半済」されるにとどまり、東寺の領主権は全くその実を失つたといつてよい。

- |   |            |    |                 |
|---|------------|----|-----------------|
| ① | 文書ハ三七八     | ②  | ハ四一四九           |
| ③ | ア63ノ70二八〇  | ④  | ア36ノ52一七〇       |
| ⑤ | ハ四一六六      | ⑥  | あ24三            |
| ⑦ | ツ三八九       | ⑧  | レ4ノ5三二          |
| ⑨ | ハ三八五       | ⑩  | ニ8三五一           |
| ⑪ | ハ四一六一      | ⑫  | ア63ノ70二八〇、ハ2四五、 |
| ⑬ | 註⑤文書       |    | ゐ1ノ15九等         |
| ⑭ | 文書ハ一三八     | ⑮  | 中尾弥五郎については前出拙稿  |
| ⑰ | 文書セ21ノ37五六 | 参照 |                 |
| ⑱ | 高取甚兵家文書    | ⑮  | 妙楽寺文書           |
| ⑲ | 高島居文書13    | ⑰  | 同文書19           |
| ⑳ | 同文書11      | ⑱  | 同文書5            |

## むすび

以上羅列的に半済下の庄民の生活を守護の侵攻、守護被官人の動向から述べてきたが約すれば次のようになるう。

南北朝時代に在地領主、国人層が守護被官人となり、或いは一色氏の入部によつて蹴ちらされた後には、庄内にはさしたる在地領主は存在せず、数名を兼帯する庄官の名主も、惣庄・惣村的共同体の反領主的動きに制約されて、その庄官としての支配力を領主権にまで高める事は出来なかつた。かえつてこの地に在地領主として山城を築くのは、守護被官人山県氏であり、半済代官として享徳以降、寺家代官と結合し、その領主権を確立して行つた。山県氏は、一方で守護被官人として本所領にもその夫役徴集、檢断権行使、札銭収納を通じて支配権を拡大しながら、その一方では、守護方に対し、課役の減免を交渉し、本所分をも含

めた自己の支配地を維持しようとした。戦国時代になると山県氏は明確に在地領主としてこの地を支配し、本所方も含めた村共同体の殿様となる。他方、この地の村共同体は、近江のように檢断を誇りうるような自立的性格を一時的にせよもつた所はちがつて、その余裕もなく、山県の支配に服していつたと思われる。庄園領主の支配は本所方という形で遅くまで維持されながらも、寄生的な年貢取得者たるにとどまり、直接在地に領主的支配権を維持できなかつた。

このような動向が、この庄の特殊な姿であるか、中間地帯一般の傾向であるかは、他の例証を比較しなければ明らかではない。なおここに使用した史料は柴田実教授のもつて黒田俊雄氏と共に書写したものである。記して謝意を表したい。

# The Life of Manorial Peasants under *Hansei* (半濟)

—the case of *Tara-no-shô, Onyû-gun,*  
*Wakasa-no-kuni* (若狭国遠敷郡太良庄) —

by

Yoshiharu Igeta

The formation of feudal lord's system supported by the country-warriors rising as a result of dissolution of *Myô* (名) and the trend to independence of the lower peasantry led generally to the decline of manorial system; and the *Shugo-ryôkoku* (守護領国) system in the *Muromachi* (室町) period as its transitional stage stands among the verious evaluation.

This article, to offer a material for full understanding of the *Shugo-ryôkoku* (守護領国) system, investigates how *Hansei* (半濟), *Tansen* (反錢), and *Shugofu* (守護夫) as the first step of *Shugo*'s (守護) aggression to manors were imposed, and then gives light on the fact that the resident lord system was not created by the resident but by the settlement of persons appointed to *Shugo* (守護), according to the case of *Tara-no-shô* (太良庄), *Tôji*'s (東寺) territory, *Wakasa* (若狭). Especially, it treats the triple relation among the manorial lord, persons appointed to *Shugo* (守護) and peasants, remembering the part played by the village-community which grew into the resident as a form of *Sôshô* (惣庄) since the *Nanboku* (南北) dynasties and became the fundamental unit of the feudal system in the *Edo* (江戸) era.

## Intellectuals in the *Yüan* (元) Dynasty and the *K'ô chü* (科擧)

by

Takeo Abe

Both the intelligentsia, ruled by the Mongolians in the thirteenth century, and culture in the northern China were led to decline; but thanks to *Yeh-lu Chu-tsai*'s (耶律楚材) effort, the Chinese intellectuals began to enter into politics and even within the Mongolian administration there rose a certain trend to reestablish the Chinese culture. This